

「農林水産業・農山漁村におけるパートナーシップの確立について」の全部改正について

(平成17年6月23日付17経営第1956号農林水産省経営局長通知)

農山漁村における男女共同参画社会の実現に向けては、「農山漁村におけるパートナーシップの確立について」(平成10年1月22日付け10農産第113号農産園芸局長通知)、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号各局庁長連名通知)をもって、都道府県や市町村等地域レベルにおける女性の参画目標の策定を含め、女性の参画の促進に向けた総合的取組を推進してきたところである。

今般、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日閣議決定。以下、「基本計画」という。)が決定され、女性の農業経営、地域社会への参画を促進することとされており、参画促進に向けた取組を一層進めていく必要がある。

このため、「農山漁村における男女のパートナーシップの確立について」の別紙「農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標の策定について」を全部改正し、基本計画を踏まえ、女性の参画目標の設定の考え方等を見直すとともに、女性の参画促進に向けた取組に関する重点事項を追加した上で、別紙のとおり「農山漁村における男女共同参画社会の実現に向けた取組について」としたので、これを参考としつつ、地域の実情に応じた取組の一層の充実強化について御配慮をお願いする。

(別紙)

農山漁村における男女共同参画社会の実現に向けた取組について

1 趣旨

農村における女性は、農業就業人口の6割を占め農業生産の重要な担い手であるとともに、農産加工への取組や地域における諸行事への参画などを通じて農村地域の活性化にも大きく貢献しており、林業・水産業及び山村漁村についても同様である。このように農林水産業や農山漁村において、女性が重要な役割を果たしているにもかかわらず、その役割の評価や意思決定への参画は十分ではない。

このような状況を改善するためには、男女を問わず、その持てる力を十分に発揮し、評価され、意思決定に参画することによって、農林水産業や農山漁村を男性と女性がともに担うことができる男女のパートナーシップを確立することが必要である。

特に、今後は、農業従事者の大幅な減少が見込まれるなかで、就業形態や性別等を問わず、農業に携わる人材の育成を幅広く育成・確保していくことが重要になっており、このような観点からも、女性の認定農業者の拡大や集落営農への参加・協力等を通じ、女性の農業経営や地域社会へのより一層の参画を促進するとともに、その能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進していくこととする。

また、女性の社会・経営参画を促進するためには、参画に関する目標を設定した上で参画促進に向けた施策を総合的に講じていくことが効果的である。

これまで、男女共同参画に関する目標設定を推進してきたところであるが、女性の参画は未だ不十分な状況にある。このため、今後は、市町村等地域段階での参画目標の設定を加速化するとともに、目標の設定状況及び女性の参画状況の定期的なフォローアップを行うことにより、より実効性の高い取組の展開を図っていくこととする。

2 女性の参画の促進に向けた取組について

(1) 女性認定農業者の拡大

認定農業者制度については、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」(平成15年6月27日付け15経営第1537号経営局長通知)をもって、その運用改善が行われ、家族経営協定の締結等を要件とし、経営に参画している女性農業者や後継者が、経営主とともに認定農業者となることが可能となったところである。

これは、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組の推進により、農業経営や農村地域において女性の果たす役割がこれまで以上に重要なものとなってきているとともに、このような取組の地域への浸透に合わせ、単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画する女性も増加しているという背景を踏まえて講じられたものである。

経営方針の決定や農業経営に主体的に取り組んでいる女性農業者が認定農業者となることにより、農業経営者としての位置づけが明確化され、経営者としての自覚や経営に対する意識の向上とそのことを通じた経営活動への一層の参画促進が期待される。さらに、その結果として、農業経営における経営改善の取組が促進され、ひいては効率的かつ安定的な農業経営に発展することが期待される。

これまで、共同申請も含め、女性認定農業者の拡大に向けた取組を推進してきたところであるが、認定農業者に占める女性の割合は依然として低い状況にあり、今後、認定農業者等の担い手に農業経営に関する各種施策が集中化・重点化されていく中で、女性農業者についても認定農業者の拡大に向けた取組を強化する必要がある。

このため、関係機関の連携・協力の下、女性農業者をはじめ関係者に対して共同申請に係る運用改善の周知を含め認定農業者拡大に向けた普及啓発活動を行うとともに、女性が主体的に経営改善に取り組めるよう、意識向上や能力開発を目的とする研修、セミナーへの女性農業者の積極的な参加を推進することが重要である。

(2) 集落営農の育成に向けた女性への働きかけの推進

集落営農の組織化・法人化については、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日閣議決定)において、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農を担い手として位置付け、今後の農業経営に関する施策の対象とすることとされているところである。また、「平成17年夏に向けた担い手育成の重点方針」(平成17年2月4日付け農林水産省地域で考える担い手創成プロジェクト・チーム、全国担い手育成総合支援協議会設立準備会決定)において、担い手育成の重点方針の一つとして掲げられ、現在、行政・農業団体一体となって、特定農業団体及び特定農業法人を本年夏を目途に、それぞれ大幅に増加させることを目指しているところである。

集落営農を進める場合は、集落営農の組織化の検討段階から、日頃から農業経営の一端を担い、農作業に従事し、農産物加工等に主体的に取り組む女性の声を積極的に取り入れていくことが重要である。また、検討当初より、女性が参加することで、家庭での話し合いにまで発展し、組織化が円滑に進められることも期待される。

このため、集落営農の組織化に当たっては、話し合いの場に夫婦での参加や、若者の参加を呼びかけ、女性が参画している集落営農の優良事例等に関する情報提供等を行うことにより、集落営農への女性の積極的な参加を促すための効果的な働きかけを行うこととする。

(3) 家族経営協定の推進

家族経営協定については、「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」(平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知)に基づき、国・地方公共団体・農業委員会・普及指導センター等関係機関が連携して普及を図ってきたところである。

家族経営協定は、女性のみならず、家族農業経営に携わる構成員全員の役割を明らかにすることでそれぞれの意欲と能力を顕在化するための有効な方策であり、また農業経営の目標や経営のルールを明確にすること等で、経営管理能力の向上のほか、後継者の確保、経営の法人化等にもつながることも期待される。

近年、家族経営協定の締結経営体が着実に増加しており、こうした中で、各経営体の創意工夫に基づく取組も広がり、協定の幅広い機能が発揮されてきており、引き続き、関係機関の連携・協力の下で家族経営協定を推進することとする。

その際、認定農業者制度や、農業者年金制度といったその他担い手支援施策とも十分に連携を図りつつ、その一体的な推進を図っていくことが重要である。

なお、取組の推進に当たっては、その家族農業経営の発展状況をはじめ実情に応じて当事者間の話し合いに基づき決定されるという家族経営協定の性格にも十分留意した上で、必要に応じて家族経営協定を締結事例の紹介もしつつ、構成員の合意の下でそれぞれの経営体に最も適した締結内容となるよう、家族間の話し合いに向けた普及啓発、情報提供等の取組を進めることが適当と考えられる。

(4) 地域段階における女性の社会・経営参画目標の設定の推進

農山漁村に係る審議会、農協・農業委員会等における女性の参画や(1)の女性認定農業者の拡大を促進するためには、参画目標を設定した上で目指す方向に段階的かつ着実に近づけていくことが効果的である。

これまでも都道府県や農業関係団体等による目標設定及びその達成に向けた取組の結果、都道府県審議会における女性委員の登用の拡大等一定の成果は現れているが、農協の女性役員、女性農業委員の登用状況については参画は進みつつあるものの必ずしも十分な状況には至っていない。

このため、引き続き取組を推進する中で、特に、取組の進んでいない市町村・農協等地域段階において、各都道府県において策定している女性の参画目標に基づく具体的な女性の参画目標設定を加速化するとともに、目標の設定状況及び女性の参画状況の定期的なフォローアップを行うことにより、より実効性の高い取組の展開を図っていくこととする。

また、目標設定に当たっては、別添「農山漁村における男女共同参画に関する目標の設定について」を参考とされたい。

別添

農山漁村における男女共同参画に関する目標の設定について

1 指標選定の考え方

指標については、次の要件を満たすものを、別表に示すとおり選定したので、都道府県、市町村等が目標値を定めるに当たっての参考とされたい。

農林水産業・農山漁村と密接に関連するものであること

本指標は、農林水産業・農山漁村における男女のパートナーシップの確立を推進することを目的としているため、その内容を農林水産業・農山漁村と密接に関連するものに限定した。

時系列による目標値の設定が可能となるものであること

全国的に農林水産業・農山漁村における男女のパートナーシップ確立の推進状況を把握するためには、得られるデータが統計として信頼するに足ることに加え、時系列に連続しており、各年、3年、5年ごとなどの比較が可能であることが重要であり、これらの条件を満たすものに限定して主要項目を決定した。なお、各都道府県、市町村等において独自の指標を設定する際の参考となるよう、主要項目として位置付けなかったものをその他の項目として掲げた。(別表1参照)

また、その他の項目として、家事労働時間やホームヘルパー等従来専ら女性の分野と考えられてきたため、現時点では男性の参画の少ないものを掲げている。これらの指標は、パートナーシップの指標としては重要であるが、データが統計として得られないことから、主要項目とはしていない。

2 本指標の活用について

本指標は、主要項目とその他の項目に分かれており、主要項目については、都道府県、市町村等がそれぞれの地域の現状を勘案して目標値を定めることが望ましい。

また、その他の項目については、各都道府県、市町村等がそれぞれの事情に応じて独自の指標及び目標値を定めるに当たっての参考として掲げたものである。

今回新たに目標を策定する場合は、概ね5年後を目途とした値とする。

3 目標値の設定について

目標とする数値は、農山漁村における男女共同参画の達成の度合いの把握を容易にするため、特に必要な場合を除き、農林水産業に就業している者のうち女性の占める割合で表すことが望ましい。(別表2参照)

(別表1)

農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標

	指標項目	指標	備考
女性の経営参画	(1) 経営への参加 (2) 起業活動	認定農業者 家族経営協定の締結 農業者年金加入 ・大型特殊免許取得 ・労働報酬の受給 ・農地の所有権 女性の起業活動	認定数(女性が申請者となっている数、夫婦で共同申請している数)、女性の割合 協定締結農家数 農業者年金加入者数のうち女性の割合 免許取得女性数 女性の報酬設定世帯の割合 女性の農地所有者の実数 女性起業活動数、一定販売金額以上の女性起業活動数の増加
女性の社会参画	(1) 農協等への正組合員加入 (2) 農林漁業関係団体役員、委員会への登用 (3) 審議会・委員会への登用 (4) 女性リーダー等の育成 (5) 女性の組織化の推進	農業協同組合個人正組合員 森林組合正組合員 漁業協同組合正組合員 農業協同組合役員 森林組合役員 漁業協同組合役員 ・農業協同組合総代 ・漁業協同組合総代 ・土地改良区役員 農業委員 審議会委員 ・市町村議会議員 ・集落等自治会役員 指導農業士 青年農業士 女性農業士・女性漁業士 男女共同参画アドバイザー等 ・JA女性部 ・生活研究グループ ・酪農青年女性部 ・林業研究グループ女性会議 ・漁協女性部 ・全国女性農業経営者会議	女性の割合 " " 女性の割合 " " " " " " " 女性の割合(農山漁村に係る審議会等で法律、県条例等により設置されているもの) 女性の割合、農林漁業に従事している女性の割合 " " 女性の割合 " " 認定者数 認定者数 会員数、組織加入率 " " " " " "
女性が活動しやすい環境づくり	(1) 家族員の相互ルールづくり (2) ヘルパーの養成 (3) 女性の活動しやすい環境整備の推進	・男性の家事労働時間 ・定期的休日の確保 ・JAホームヘルパー等 ・酪農ヘルパー ・女性のネットワーク化の推進 ・農協の助け合い組織	男性労働時間、時間男女比 定期的休日設定世帯数・率 資格取得者数 人数 ネットワーク数 助け合い組織数

備考：指標は、主要項目とその他の項目に分けることとし、主要項目には 印を付した。

(別表2)

農山漁村における男女のパートナーシップに関する指標

1 女性の経営参画

(1) 認定農業者 (単位：経営、%)

	現況	目標値
認定農業者数 うち女性(女性の申請者数+夫婦での共同申請数) 女性の割合		

注：網掛けは主要項目、以下同じ。

(2) 家族経営協定の締結 (単位：件)

	現況	目標値
家族経営協定の締結数 うち構成員に女性を含むもの		

* 家族経営協定は文書によるものとする。

(3) 農業者年金加入 (単位：人、%)

	現況	目標値(%)
農業者年金加入者数のうち女性の割合		

(4) 大型特殊免許取得者 (単位：人、%)

	現況	目標値(%)
免許取得女性数		

* トラクター等の大型特殊免許を持つ農林水産業に従事する女性の数

(5) 労働報酬の受給 (単位：戸、%)

	現況	目標値(%)
農家世帯数 うち女性の報酬設定世帯 女性の報酬設定世帯の割合		

(6) 農地の所有権 (単位 : 人、 %)

	現況	目標値 (人)
農地の所有者数 うち女性 女性の割合		

(7) 女性の起業活動 (単位 : 件)

	現況	目標値
女性起業活動数		
一定販売金額以上の女性起業活動数の増加		

* 女性起業は、農山漁村の女性たちが農産加工・販売、産直等の起業活動を経済活動として行い、経営責任のあるリーダーが女性であるものとする。

2 女性の社会参画

(1) 農協等への正組合員加入 (単位 : 人、 %)

	現況	目標値 (%)
農協個人正組合員数 うち女性 女性の割合		
森林組合正組合員数 うち女性 女性の割合		
漁業協同組合正組合員数 うち女性 女性の割合		

(2) 農林漁業関係団体役員、委員会への登用 (単位 : 人、 %)

	現況	目標値 (%)
農業協同組合役員数 うち女性 女性の割合		

農業協同組合総代 うち女性 女性の割合		
森林組合役員数 うち女性 女性の割合		
漁業協同組合役員数 うち女性 女性の割合		
漁業協同組合総代 うち女性 女性の割合		
土地改良区役員数 うち女性 女性の割合		
農業委員数 うち女性 女性の割合		

(3) 審議会・委員会への登用

(単位：人、%)

	現況 (都道府県)	目標値 (%)
審議会委員数 うち女性委員 女性の割合		
市町村議会議員数 うち女性委員 女性の割合 うち農林漁業女性委員 農林漁業女性の割合		
集落等自治会役員数 うち女性役員 女性の割合 うち農林漁業女性役員 農林漁業女性の割合		

* 1 . 審議会：農山漁村に係る審議会、法律、県条例等により設置されているもの

* 2 . 市町村議会、集落等自治会役員の女性は、全女性、農林漁業女性の割合は、役員全体に占める農林漁業女性の割合

(4) 女性リーダー等の育成

(単位：人、%)

	現況	目標値
指導農業士数 うち女性 女性の割合		(%)
青年農業士数 うち女性 女性の割合		(%)
女性農業士・漁業士数		(人)
男女共同参画アドバイザー等の数		(人)

* 男女共同参画アドバイザー等は、知事等が任命するものとする。

(5) 女性の組織化の推進

(単位：人、%)

	現況	目標値(人)
J A 女性部部員数 対象人数 組織加入率		
生活研究グループ会員数 対象人数 組織加入率		
酪農青年女性部部員数 対象人数 組織加入率		
林研グループ女性会議会員数 対象人数 組織加入率		
漁協女性部部員数 対象人数 組織加入率		
全国女性農業経営者会議会員数		

* 対象人数は農林漁業の就業者で、各組織の加入対象となる女性数とする。

3 女性が活動しやすい環境づくり

(1) 家族員の相互ルールづくり

(単位：時間、世帯、%)

--	--	--

	現況	目標値
男性の家事労働時間 女性の家事労働時間 男性 / 女性		(%)
農家世帯数 うち定期的休日設定世帯数 定期的休日設定世帯割合		(%)

(2) ヘルパーの養成

(単位 : 人)

	現況	目標値
J A ホームヘルパー等の数		
酪農ヘルパーの数		

* J A ホームヘルパー等は、ホームヘルパー 3 級など有資格者とする。

(3) 農協の助け合い組織

(単位 : 組織)

	現況	目標値
農協の助け合い組織の数		

(4) 女性のネットワーク化の推進

(単位 : 組織)

	現況	目標値
女性ネットワークの数		